

平成21年度合法木材供給事業者モニタリングの実施手順(案)

第一 趣旨

本文書は、社団法人全国木材組合連合会(以下全木連という)が実施する平成21年度林野庁補助事業「合法性等が証明された木材の普及促進事業」の一環として、合法性等が証明された木材・木材製品(以下合法木材という)供給事業者認定団体(以下認定団体という)が認定した認定事業者の活動を評価し情報発信をするモニタリングの内容を定めるものである。

第二 目的

本文書によるモニタリングの目的は、認定団体が認定事業者の活動を評価し、認定事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するために実施するものである。

第三 モニタリングの対象

各認定団体は、前年度合法木材供給実績のある認定事業者の中から10%(これが2社に達しない場合は2社)を無作為に選び、モニタリングの対象とする。

第四 モニタリングの実施方法

モニタリングは、認定団体の実施し、林野庁ガイドラインを熟知し合法木材供給システム全体に通暁した担当者を、事業体に派遣して行う。

第五 モニタリングの内容

(1) 合法木材の供給状況

(合法木材原料の調達)

合法木材の調達状況(全ての木質原料調達の中の合法木材の量、調達先の認定状況、全量合法木材でない場合その理由)

合法木材供給状況(全ての木材製品供給量の中で合法木材の量、供給先の認定状況、合法木材を原料とした製品全量を合法木材として証明しない場合その理由)

(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況

(分別管理)

合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という。)とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可

能な場所が適切に確保されているか

認定審査時の申請どおり確保され利用されているか

仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか

入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されているか

(帳票管理)

合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できているか。

関係書類(証明書を含む)が適切に判断、作成され、保存されているか

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(3) 包括的な評価

合法性証明の適格性

推奨すべき点

改善すべき点

(4) 合法木材供給全般についての当該事業体の意見

第六 報告の公表・報告

認定団体はモニタリングの結果は別添1及び別添2の様式によりとりまとめ、全木連に提出するとともに、自ら保管し対象となった事業所に報告する。特に、包括的評価において改善すべき点がある場合は、認定団体は当該事業体の責任者に適切に伝達することとする。また、包括的評価において、特に会員全体に共通する問題点や推奨すべき点があれば、全木連および認定団体は研修その他の機会に紹介することとする。なお全木連は結果概要を公表することとする。

第七 費用の負担

全木連は本事業により認定団体が支出した以下の経費の一部を負担することとする。

人件費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料